

第64期 事業計画

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

I 基本的運営方針

1. 予防制度の強化促進および消火器類の開発普及を推進し、火災損害の防止軽減に寄与する。そのため、住宅防火対策や小規模飲食店等の防火対策等、消防機器業界を取り巻く環境の変化に適切に対応する。
2. 消火器リサイクルシステムの効率的運用により、環境負荷の低減、地球温暖化防止対策の推進を図る。

II 事業

1. 火災予防制度の強化促進及び消火器類の開発普及

(1) 消防用機械器具等の適正な維持管理の推進（定款第4条第1号）

2011年の消火器の技術上の規格の改正および点検基準の改正が施行されて12年が経過し、消火器の安全対策の基盤をなす蓄圧式化が図られた結果、2022年度では、製造された消火器の約94%は蓄圧式となった。

今後も設置されている消防用機械器具等および消防用消火設備の点検・整備に関して、消防機関、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物の関係者等関連団体との連携を図り、適正な維持管理に貢献する。

また、2021年末に型式失効消火器の特例設置の猶予期間終了を迎えたが、未だに設置されている旧型式消火器の新型式消火器への交換促進を推進する。

(2) 住宅防火対策の推進（住宅用消火器の普及）（定款第4条第1号）

住宅用消火器等の普及を促進するため、消費者ニーズにあった住宅用消防機器の開発、また適正な維持管理に関する情報提供を通じて、住宅防火対策を推進する。具体的には、購入時の留意事項に関する情報提供、消火器等の購入形態、廃棄等の調査広報に関する検討を行う。

(3) 調査研究事業の推進（定款第4条第2号）

1) 国際会議への参画を通じた国際動向の把握

ISO/TC21 SC2（消火器）の国際会議について、関係機関団体と連携・協力し、規格・基準のグローバル化や、諸外国の技術基準の調査検討に資するよう努める。

2) 調査研究事業の実施

消火器に関する情報収集、消火器の技術、規格、検定に関する調査研究や基礎実験、および消防用機械器具等の点検のあり方等の検討などを行い、技術開発の推進を図る。

3) 泡消火薬剤等の規格省令に関する取組み

泡、中性強化液消火薬剤の必須原材料である有機フッ素化合物が規制物質に指定されることから、環境規制に適合する泡消火薬剤の開発と、基準の見直しについて調査研究を進める。

(4) 消火器の啓発宣伝活動（定款第4条第3号）

1) 消火器の資料及び印刷物の発行

消火器に関する適切な理解を広め普及につなげるため、一般住宅に向けた「消火器のしおり」などパンフレットによる住宅用消火器の啓発、適切な維持管理に向けた消火器点検マニュアルの更新による周知を行う。ホームページの更新を通じた情報発信も継続して行う。

2) 各種イベントへの参加

東京国際消防防災展 2023 への参加、住宅防火対策推進協議会による出展や、消防庁および住宅防火対策推進協議会による「住宅防火防災推進シンポジウム」などへの出展協力を行う。また、「エコプロ 2023」に出展し、消火器および廃消火器リサイクルの普及につなげる。

3) 消火器に関する取材に対する協力

新聞、雑誌などによる啓発宣伝と展示会、催し物等への協力をを行い、消火器に関する適切な知識を広める。

2. 廃消火器リサイクルシステムの運用と啓発活動（定款第4条第4号）

(1) 廃消火器リサイクルシステムの適正かつ持続的運営

廃消火器の広域的回収、リサイクル効率を高め、環境にやさしい循環型社会の構築を推進する。具体的には、中間処理施設を含めた委託先管理体制の確立による法令遵守と適正処理への継続的な取り組みについて、(株)消火器リサイクル推進センターと連携して適正かつ持続的な運営を行う。

(2) 広報活動の充実

訴求対象別の広報媒体により、具体的な周知・啓発活動を積極的に行う。また、関係省庁、自治体への情報提供や連携、流通関係団体との連携強化に向けた情報交換等を通じて、より廃消火器リサイクルシステムが周知されるよう努める。

3. 講習会への講師派遣事業（定款第4条第3号）

消防設備士法定講習および準備講習ならびに点検資格者講習などに対して講師派遣を行う。

4. 法人管理事業

(1) 消火器・消火器用消火薬剤その他関連製品の検定・認定・評定の取次

検定・認定・評定の事務手続きの代行（定款第4条第6号）

(2) 一般社団法人としての管理体制充実（定款第4条第7号）

諸規定の適宜見直し等

(3) 関係機関又は団体との連絡協調（定款第4条第7号）

1) 消防庁その他、関係官庁等の通達その他、連絡の通知と消火器工業会会議決議事項の関連機関への要請を行う。

2) 一般社団法人全国消防機器協会及び各地域販売団体並びに保守協会との緊密な情報交換・相互理解と認識の共有による協調に努める。

(4) その他、本会の目的達成に必要な事業（定款第4条第7号）

以上